

第3回生活保護システム等標準化検討会

-事務局資料-

地方自治体における情報システム（生活保護）の標準仕様書改定
に向けた調査研究等一式

2026/8/5



第3回生活保護システム等標準化検討会 次第

<日時・場所>

令和8年8月5日（水） 10:00～12:00 オンライン開催（Zoom）

<議題>

I. 開会

II. 議事

1. 制度的な動向、今後の改版スケジュール
2. 全国意見照会等の結果の共有

III. 閉会

<配布資料>

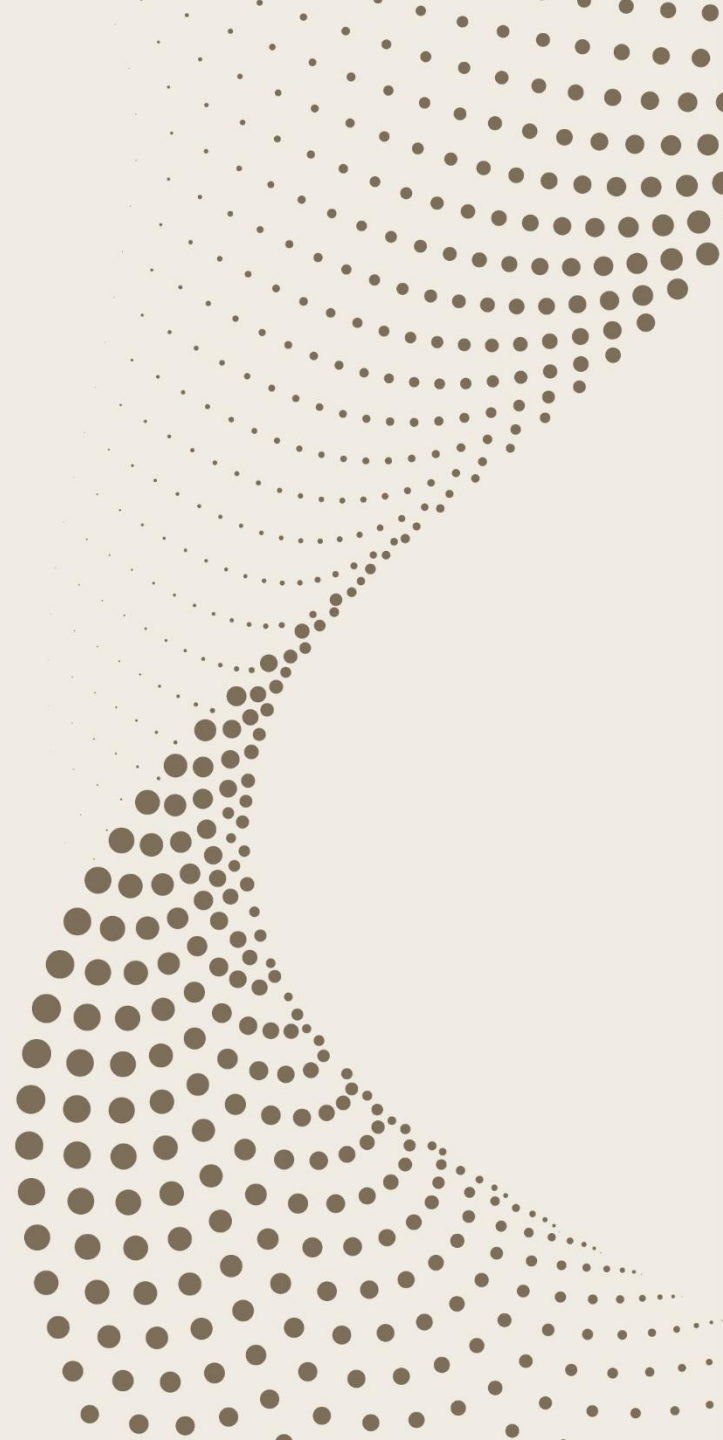
資料1 第3回生活保護システム等標準化検討会 事務局資料（本紙）

資料2 医療扶助等におけるデジタル化やデータ活用に係る最近の動向（厚生労働省資料）

資料3 【マージ版】生活保護システム_全国意見照会_回答票

資料4 【マージ版】レセプト管理システム_全国意見照会_回答票

1. 制度的な動向、今後の改版スケジュール



1.1. 制度的な動向

(1) 制度に関するお知らせ

① 標準化基準（省令・告示）について

- ✓ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第6条に基づき、生活保護システム及びレセプト管理システムに係る標準化基準（省令・告示）を8月7日（金）に公布・施行予定です。
※公布後は厚生労働省の標準化関係ホームページに掲載予定です。（[標準仕様書（生活保護）](#) | [厚生労働省](#)）

② デジタル庁における経過措置の概要・取り扱い方針

- ✓ 経過措置に該当する機能・帳票については、従来は自治体の標準化移行後に後追いで対応する方針でした。
現在はデジタル庁から各所管省庁に対して経過措置に該当する機能・帳票（※）について見直しを実施するように検討方針が示されています。
- ✓ 具体的な見直し方針の内容として、**未実装機能について実装必須機能・帳票として要件を維持、もしくは、標準オプション機能・帳票への要件変更について検討すること、残存機能・帳票について標準オプション機能・帳票として新たな要件化を検討することが示されています。**
これまでの整理における未実装機能・帳票及び残存機能・帳票並びに今回実施した意見照会と合わせ、今後、整理を行います。
※ 未実装機能・帳票（実装必須機能のうちベンダーにおける開発と実装が令和7年度末までに困難とされた機能・帳票）
※ 残存機能・帳票（標準化移行に伴ってベンダーのパッケージシステムからの削除が令和7年度末までに困難とされた機能・帳票）

(2) 厚生労働省からのお知らせ

① 医療扶助適正化に向けた改正内容について

- ✓ 医療扶助のオンライン資格確認については紙の医療券発行に伴う負担、医療情報閲覧機能・電子処方箋等の活用ができないといった課題が存在します。運用見直しにより、福祉事務所/医療機関等双方の業務負担軽減及び被保護者への医療の質向上を図ります。

② 在留資格別の外国籍人数の把握について

- ✓ 生活保護制度においては、現在、在留資格別の人数等の情報については把握することができないため、令和9年6月から福祉事務所において、マイナンバーによる情報連携を行い、国籍、在留資格等の情報取得を可能にすべく、標準仕様書の改定を行うことで在留資格を把握する予定で進めております。

③ 葬祭扶助の項目変更について

- ✓ 申請件数や開始件数の増加が注目される中で、身寄りのない方が亡くなったことにより、葬祭扶助のみ支給するケースの影響を把握できるようにする観点から、令和6年度の月次調査から、申請件数・開始件数の再掲（内訳）として、法18条2項に基づく件数を計上することとしていましたが、件数が適切に計上されていないことが考えられるため、調査を見直しシステム改修を行う予定で進めております。

1.2. 標準化基準（省令・告示）について

■ 標準化基準（省令・告示）の意図

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第6条第1項の規定に基づき、所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等について、主務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準（標準化基準）を定めなければならないこととされている。
- 今回の省令化は、新たな業務ルールや機能を追加することを主な目的とするものではなく、これまで標準仕様書で定めてきた機能要件・帳票要件を法令体系の中に位置付け直し、標準化法に基づく統一的な基準として明確化することを目的としている。

■ 標準化基準（省令・告示）の構造

- 標準化基準は、「省令」と「告示」の二層構造としており、省令で基準の骨格を定め、告示で具体的な機能要件や帳票様式等の詳細を定めている。
- 省令では、生活保護システム及びレセプト管理システムについて、機能要件・帳票要件の大項目や実装不可機能の考え方など、標準化基準の基本的な枠組みとなる事項を規定している。
- 告示では、省令に基づき、別表において機能IDごとの機能要件、実装区分（実装必須・標準オプション・実装不可）、適合基準日及び帳票様式等の具体的な内容を規定している。

1.4. 今後の改版スケジュール

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）等に基づき、標準化基準を定める省令・告示が新たに定められること等に伴い、標準仕様書の改版スケジュールを見直す方向としています。第1回検討会でお示したスケジュールと次ページに見直す方向とした改版スケジュール（案）をお示いたします。

現在の改版スケジュール（5月8日に開催した第1回有識者検討会資料から抜粋）

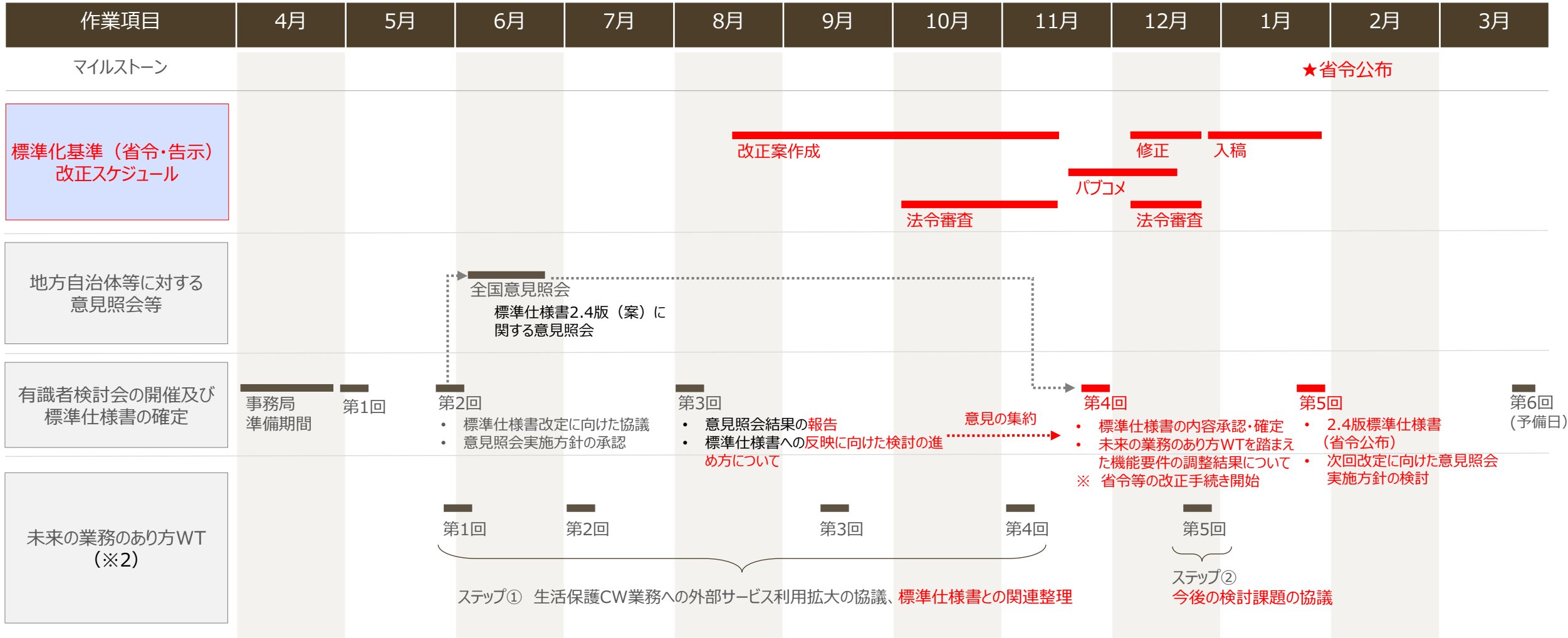
作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストーン					▼標準仕様書改定①						▼標準仕様書改定②	
地方自治体等に対する意見照会等			全国意見照会① 標準仕様書2.4版（案）に関する意見照会			※正誤表による修正点の反映・PMOツール意見の反映		全国意見照会② 標準仕様書2.5版（案）に関する意見照会			※未来の業務のあり方WTを踏まえた機能要件の調整結果の反映・PMOツールからの意見の反映	
有識者検討会の開催及び標準仕様書の確定	事務局準備期間	第1回	第2回 ・標準仕様書改定案の協議 ・意見照会実施方針の承認		第3回 ・意見照会結果の確認 ・標準仕様書への反映内容の承認		第4回 ・標準仕様書改定案の協議 ・意見照会実施方針の承認			第5回 ・意見照会結果の確認 ・標準仕様書への反映内容の承認		第6回
未来の業務のあり方WT（※）			第1回	第2回		第3回	第4回			第5回		
			ステップ① 生活保護CW業務への外部サービス利用拡大の協議							ステップ② 標準仕様書改定案の内容協議		

※議論状況や論点に応じてWTの開催時期や回数は調整する想定

1.制度的な動向、今後の改版スケジュール

1.4. 今後の改版スケジュール

今後の改版スケジュール（案）



※1 前項のスケジュールとの差分は赤字で表記

※2 議論状況や論点に応じてWTの開催時期や回数は調整する想定

1.制度的な動向、今後の改版スケジュール

1.5. 医療扶助等におけるデジタル化やデータ活用に係る最近の動向 ①

- 厚生労働省では、「医療扶助・健康管理支援等に関する検討会」を令和7年10月から実施。
- 令和7年12月には、「中間的な整理」が行われ、医療扶助等におけるデジタル化やデータ活用について「給付手続きの効率化や更なるオンライン化に向け、引き続き検討」するよう提言。

医療扶助・健康管理支援等に関する検討会「中間的な整理」（令和7年12月17日）

- ・生活保護受給者の医療扶助・健康管理支援等に関する「当面の取組」と「中長期的な方向性」について議論し、検討状況をとりまとめ。
- ・「引き続き検討」とされた内容については、厚生労働省において実態把握等を進めつつ、本検討会でさらに議論を深めていく。

検討に当たっての視点

- ・生活保護受給者は、国民全体よりもさらに高齢化が進行。単身世帯・非稼働世帯の割合が高く、孤独・孤立や精神面の不調など個々が抱える課題は様々。糖尿病等の外来受療率が高く、外来の受診日数や処方される医薬品の種類数は多い傾向。
- ・日常生活面の自立や就労・社会参加に向け、健康課題・生活課題の早期把握や課題に応じた支援を強化。併せて、適正受診や医薬品の適正使用等も推進。
- ・福祉事務所と庁内関係部署や地域の医療関係者等との連携を推進。デジタル活用等を通じた業務効率化や取組の重点化を通じて、限られた人的体制を有効活用。

効果的な健康管理支援

- ・中長期的な視点で事業企画や効果評価を行う枠組みに標準化
 - 計画的な実施（1期6年）●評価指標の標準化●国による丁寧な技術的支援
- ・事業内容を「3つの柱」に標準化、「取組例」を拡充・多様化
 - ①健康状態の把握：健診受診勧奨、生活習慣の把握（質問票の活用）等
 - ②状態に応じた個別の支援：保健指導、関係機関との連携（地域薬剤師会や健康サポート薬局等）等
 - ③健康教育や普及啓発等：健康だより、他部門の取組活用（健康インセンティブ等）等
- ・関係部門との連携強化（国が具体的な取組・調整方法等を整理・提示）
- ・健康状態の把握に係る実効的な対策について、引き続き検討

医療扶助等におけるデジタル化やデータ活用

- ・医療扶助等の給付手続きをデジタル化・効率化
 - オンライン資格確認の活用促進（業務効率化、利用登録の勧奨）
 - 給付手続きの効率化や更なるオンライン化に向け、引き続き検討
- ・レセプト・健診情報等の効率的・効果的な活用方策について、引き続き検討

実施体制の構築・強化

- ・保健師等の専門職との協働や「都道府県による市町村支援」を推進
- ・地域の医療関係者との間で、医療扶助等に関する課題・取組等を認識共有

医薬品の適正使用や適正受診等

- ・福祉事務所による重複・多剤投与対策を強化
 - 文書を活用した対応（文書通知等）
対象者：重複投薬、多剤投与（6種類以上かつ複数医療機関受診）
 - 重点的な対応（対面指導、薬局への同行支援等）
対象者：重複投薬、多剤投与（15種類以上かつ複数医療機関受診）
- *当該対策について、福祉事務所の実施体制等に鑑み、薬学的リスク等を踏まえ、対象者の中で、さらなる「優先順位付け」を実施
- ・医療現場における医薬品の適正使用に向けた対応を推進
 - 医療機関の受診時/薬局利用時にお薬手帳（1冊限定）の持参を原則とする
 - 医療機関・薬局は、お薬手帳の確認や電子処方箋等による薬剤情報の閲覧を通じて、服薬状況等の確認を行うこととする
- ・頻回受診の背景要因に応じた適切な対応を推進
 - オンラインシステムの実績ログ機能を活用した頻回受診傾向の早期把握
 - 多様な社会参加の機会の案内・勧奨等を積極的に実施
- ・効率的・効果的な実施に向けた枠組みを構築
 - 被保護者健康管理支援事業との一体的な運用について、引き続き検討
 - 地域の状況（指導対象者の減少等）に応じた取組の重点化を可能とする
- ・患者の状態に応じた必要な医療の提供に向け、新たな対応を実施・検討
 - 「かかりつけ医」等の普及啓発・推進方策について、引き続き検討
 - 医療扶助の訪問看護について、適切な実施に向けて実態把握や個別指導を実施
 - NDBデータの分析等を通じて実態・課題を整理しつつ、投薬・診療に係るガイドラインや基準・ルールの設定について、引き続き検討

厚生労働省作成資料

1.制度的な動向、今後の改版スケジュール

1.5. 医療扶助等におけるデジタル化やデータ活用に係る最近の動向 ②

- 令和8年7月の第7回では、今後の工程表（同時点での想定）を提示。
- 医療扶助のオンライン資格確認、要否意見書、介護券の発行の観点で、運用・標準仕様書の見直しを検討中。

医療扶助等の給付事務の効率化・デジタル化 工程表			
医療扶助・健康管理支援等に関する検討会（第7回）			資料 2
令和8年7月8日			
* 令和8年7月時点で厚生労働省において想定しているスケジュール。今後、運用等に係る詳細検討を踏まえ、変更する可能性がある。			
赤：国の取組 青：自治体の取組			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
オンライン資格確認	通知改正 - 医療券情報等の事前登録（複数月分） - 本人支払額の登録時期変更 - 医療券情報等の前月末登録	▼医療機関への影響がない運用の見直し - 医療券情報等の事前登録（複数月分） - 本人支払額の登録時期変更 - 医療券・調剤券情報の前月末登録（2月目以降の受診の場合、月初から「委託済」の状態を受診を可能とする）	
	標準仕様書見直し オン資導入状況に応じた紙の医療券等発行等	通知改正 2月目以降の紙の医療券等の発行不要化	▼医療機関への影響がある運用見直し 2月目以降の紙の医療券等の発行不要化 - マイナンバーカード未保有者も、2月目以降の受診は紙の医療券等の発行を不要とする
	生活保護システムと中間サーバーの直接連携に向けた支援 資格情報を円滑・効率的に登録できるよう「サーバー間連携」を支援		
	未委託医療機関へ受給者番号等の返却【オンライン資格確認等システムの改修/検討中】 未委託の場合でも医療情報等の閲覧や電子処方箋の活用を可能とする		
要否意見書	要否意見書の運用見直しに関する検討（適正受診等に係る検討と併せて検討）	検討状況を踏まえて順次対応	
	要否意見書のオンライン化に係る検討		
介護扶助	通知改正 ケアプラン送付・介護券発行の頻度見直し	ケアプラン送付・介護券発行の頻度見直し	

厚生労働省作成資料

1.制度的な動向、今後の改版スケジュール

1.5. 医療扶助等におけるデジタル化やデータ活用に係る最近の動向 ③

- 標準仕様書の見直しイメージは、以下のとおり。詳細は、参考資料を参照。

生活保護システム・生活保護版レセプト管理システム 標準仕様書の改定事項（案）

区分		方針	標準仕様書の反映内容
資格情報		・ 生活保護決定時に速やかに資格情報を登録	・ 登録された資格情報を日次で中間サーバーへ連携する機能
医療券	新規	・ 医療扶助決定時に速やかに（当日）医療券を登録	・ 登録された医療券情報を日次で中間サーバーへ連携する機能
	継続	・ 医療券の前月末発行	・ 医療券を前月末に発行する機能 （複数月分の医療券の登録/自動登録機能等、対応はベンダ仕様に準ずる）
		・ 2か月目以降の受診の場合、マイナンバーカードの保有有無にかかわらず“紙”医療券不要	・ 紙・電子の医療券出し分け機能 ・ 医療扶助のオンライン資格確認の導入状況に応じた出し分け機能
調剤券	新規	—	・ 登録された調剤券情報を日次で中間サーバーへ連携する機能
	継続	・ 調剤券の前月末発行	・ 継続受診時に利用が見込まれる薬局に対し、調剤券を前月末に発行する機能
		・ 2か月目以降の受診の場合、マイナンバーカードの保有有無にかかわらず“紙”調剤券不要	・ 紙・電子の調剤券出し分け機能 ・ 医療扶助のオンライン資格確認の導入状況に応じた出し分け機能
介護券	新規	—	—
	継続	・ 介護券の変更時（本人支払額の変更等）のみ発行	・ 毎月発行→新規・変更時のみ発行する機能

厚生労働省作成資料

1.6. 在留資格別の外国籍人数の把握について

- 外国人の受け入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月23日外国人の受け入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）

（1）現状と問題点

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）は、憲法25条の理念に基づいて日本国民を対象と定めており、外国人の生存権保障の責任は、第一義的にはその者が属する国が負うべきという考え方に立っているが、他方、生活に困窮する外国人については、人道上の観点から「永住者」等の一定の在留資格を有する場合に、行政措置による保護を行っている。
- 生活保護制度においては、現在、在留資格別の人数等の情報については把握することができないため、令和9年6月から福祉事務所において、公共サービスメッシュ（※）を活用した、マイナンバーによる情報連携を行い、国籍、在留資格等の情報取得を可能にすべく関係省庁と調整中であり、生活保護システムの標準仕様書の改定を行うこと等により在留資格の把握に努める必要がある。また、これらの情報を全国的に把握するためには、全国の受給状況を把握している被保護者調査への項目追加等を検討する必要がある。

※マイナンバーによる情報連携のために各機関に必要な機能をデジタル庁が共通的に提供するもの

（2）実施中

- 「生活保護担当指導職員ブロック会議」（令和7年9・10月に開催）において、生活保護担当課に対し取扱いの留意点等を周知した。

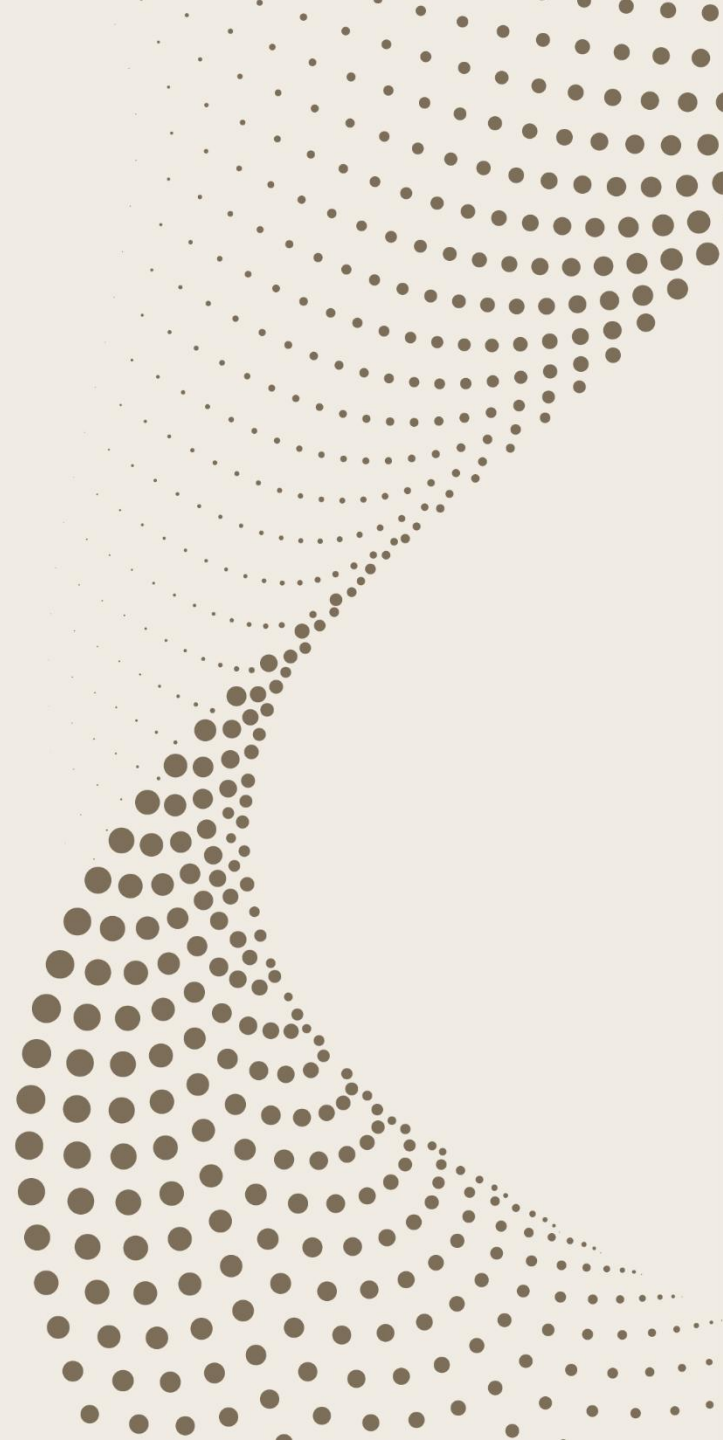
（3）今後の検討課題

- 地方公共団体の実務においてマイナンバーによる国籍、在留資格等の情報連携を可能とする。また、国においてもその情報を全国的に収集することを可能とするなどを通じて、生活保護行政と出入国在留管理行政が連携し、行政措置の対象となる者の見直しも含め、保護の補足性の原理との関係も考慮しながら、外国人による制度の適正な利用に向けた必要な措置を検討する。

1.7. 葬祭扶助に関連する項目

- 被保護者調査において、生活保護法18条2項に基づく葬祭扶助の申請件数・決定件数を、保護開始の申請・決定件数の別掲として計上し、保護受給世帯数には含めない（葬祭扶助の件数にはカウント）こととする見直しについて、令和9年度にシステム改修を行い、令和10年度から調査の見直しを実施することを検討する。

2.全国意見照会等の結果の共有



2. 全国意見照会等の結果の共有

2.1. 意見照会・自治体ヒアリング等を踏まえた検討会の議論範囲

- 全国意見照会及び意見照会後の各自治体委員へのヒアリング調査において、
 - ・「現在の標準仕様書にて見直すことが有用と考えられる要件及びその理由」
 - ・「標準仕様書2.4版の改版箇所における意見の中で議論が有用と考えられる意見」
 - ・「今後の生活保護業務への生成AI活用に向けた意見」
 について収集しました。
- これらの意見につきまして、令和9年1月末の標準仕様書2.4版への反映に向けて、継続して議論を行いたいと考えております。

意見分類		意見概要	事務局の方針
現在の標準仕様書にて見直すことが有用と考えられる要件及びその理由	記載内容の修正に係る意見	記載されている内容について、「記載内容の変更」「必須／オプションの変更」等、記載されている内容の変更に係る指摘	内容精査の上、令和9年1月末の標準仕様書2.4版への反映に向けて議論
	記載の追加に係る意見	記載されている内容を踏まえつつ、業務上必要等の理由にて追記すべき機能の指摘	内容精査の上、令和9年1月末の標準仕様書2.4版への反映に向けて議論
	経過措置に関する意見	経過措置（未実装機能・帳票、残存機能・帳票）に関する検討方針や検討の進め方に関する意見	内容精査の上、令和9年1月末の標準仕様書2.4版への反映に向けて議論
標準仕様書2.4版の改版箇所における議論が有用と考えられる意見		今回の意見照会を経て改版を想定している機能要件、帳票レイアウト、帳票詳細要件等に係る意見	内容精査の上、令和9年1月末の標準仕様書2.4版への反映に向けて議論
今後の生活保護業務への生成AI活用に向けた意見		生活保護業務への生成AIの活用内容、活用に向けた条件・要素、標準仕様書への追加に関する意見	内容精査の上、次回以降に議論 （標準仕様書への反映内容・反映する版数・反映時期含めて議論の想定）

■ 標準仕様書2.4版において改版を想定している、標準化PMOツールで寄せられた意見への対応、正誤表で修正箇所を公表した内容の反映について、全国の自治体や生活保護システム構築事業者に対して全国意見照会を実施しました。

全国意見照会における照会範囲

改版内容

- 機能・帳票要件における機能要件、機能要件中の管理項目の表現の修正
- 帳票レイアウトにおけるシステム印字項目の位置の修正
- 帳票詳細要件におけるシステム印字項目の印字編集条件の変更

- ・ 帳票レイアウト「戸籍謄本等発行依頼書（住民票の写し・住民票の除票の写し）」の一部修正
- ・ 保健指導情報に関する機能要件の表現の修正

標準仕様書2.4版 改版内容（イメージ）

機能・帳票要件

[illegible]

帳票レイアウト

個人基本情報		家族関係		職業・学歴		収入・資産		その他	
氏名	性別	生年月日	住所	職業	学歴	収入	資産	その他	備考
田中 太郎	男	1980-01-15	東京都千代田区千代田	会社員	大学卒業	年収 500万円	貯蓄 1000万円	車 1台	
田中 花子	女	1985-03-22	東京都千代田区千代田	会社員	大学卒業	年収 400万円	貯蓄 500万円	車 1台	
田中 次郎	男	2010-06-10	東京都千代田区千代田	小学生	小学校入学	なし	なし	なし	
田中 美咲	女	2012-09-05	東京都千代田区千代田	小学生	小学校入学	なし	なし	なし	
田中 一郎	男	1945-01-01	東京都千代田区千代田	定年退職	大学卒業	年金 200万円	貯蓄 2000万円	車 1台	
田中 三郎	男	1950-05-15	東京都千代田区千代田	会社員	大学卒業	年収 600万円	貯蓄 1500万円	車 1台	
田中 四郎	男	1955-08-20	東京都千代田区千代田	会社員	大学卒業	年収 700万円	貯蓄 1800万円	車 1台	
田中 五郎	男	1960-11-03	東京都千代田区千代田	会社員	大学卒業	年収 800万円	貯蓄 2000万円	車 1台	
田中 六郎	男	1965-02-18	東京都千代田区千代田	会社員	大学卒業	年収 900万円	貯蓄 2200万円	車 1台	
田中 七郎	男	1970-07-25	東京都千代田区千代田	会社員	大学卒業	年収 1000万円	貯蓄 2500万円	車 1台	
田中 八郎	男	1975-10-12	東京都千代田区千代田	会社員	大学卒業	年収 1100万円	貯蓄 2800万円	車 1台	
田中 九郎	男	1980-12-30	東京都千代田区千代田	会社員	大学卒業	年収 1200万円	貯蓄 3000万円	車 1台	
田中 十郎	男	1985-04-08	東京都千代田区千代田	会社員	大学卒業	年収 1300万円	貯蓄 3200万円	車 1台	
田中 十一郎	男	1990-07-17	東京都千代田区千代田	会社員	大学卒業	年収 1400万円	貯蓄 3500万円	車 1台	
田中 十二郎	男	1995-10-26	東京都千代田区千代田	会社員	大学卒業	年収 1500万円	貯蓄 3800万円	車 1台	
田中 十三郎	男	2000-01-05	東京都千代田区千代田	小学生	小学校入学	なし	なし	なし	
田中 十四郎	男	2005-04-14	東京都千代田区千代田	小学生	小学校入学	なし	なし	なし	
田中 十五郎	男	2010-07-23	東京都千代田区千代田	小学生	小学校入学	なし	なし	なし	
田中 十六郎	男	2015-10-02	東京都千代田区千代田	小学生	小学校入学	なし	なし	なし	
田中 十七郎	男	2020-02-11	東京都千代田区千代田	小学生	小学校入学	なし	なし	なし	
田中 十八郎	男	2025-05-20	東京都千代田区千代田	小学生	小学校入学	なし	なし	なし	
田中 十九郎	男	2030-08-29	東京都千代田区千代田	小学生	小学校入学	なし	なし	なし	
田中 二十郎	男	2035-11-08	東京都千代田区千代田	小学生	小学校入学	なし	なし	なし	

帳票詳細要件

[illegible]

2.3. 全国意見照会の意見数

- 意見照会を実施した結果、全国の自治体およびベンダーから337件の意見が寄せられました。
(意見の詳細は、別添資料3・資料4をご参照ください。)
- 標準仕様書2.4版において、事務局が想定していた改版箇所について、119件の意見が寄せられました。
また、改版を想定している個所以外の標準仕様書の既存内容について、218件の意見が寄せられました。

生活保護システム

種別	機能要件	帳票レイアウト・ 帳票詳細要件	その他	合計
2.4版の改版内容に関する意見数	35	72	2	109
2.4版の改版内容以外に関する意見数	52	122	44	218
意見の全数	87	194	46	327

レセプト管理システム

種別	機能要件	帳票レイアウト・ 帳票詳細要件	その他	合計
2.4版の改版内容に関する意見数	9	0	1	10
2.4版の改版内容以外に関する意見数	0	0	0	0
意見の全数	9	0	1	10

2.4. 全国意見照会の反映に向けた検討ステップ

- 全国意見照会で収集した意見のうち、検討会の自治体委員にも協力を頂いたうえで、検討会で議論する事項を選定します。
- 今後の検討会では、検討会の自治体委員から頂いた議論事項に加え、事務局の提示する議論事項について、標準仕様書への反映要否や反映の内容に関する議論を行います。

全国意見照会で 収集した意見の 事前整理

【事務局側作業】

- ・ 今回の意見照会で収集した意見について、2.4版の改版箇所に対する意見、それ以外の既存箇所の意見が分類を実施
- ・ 収集した意見のうち、意見内容の深堀が必要な意見について、意見発出自治体に対して追加の聞き取りを実施
- ・ 議論すべき意見の選択・意見への対応方針・標準仕様書の修正案・検討会での議論事項を作成

【自治体委員作業】

- ・ 全国意見照会で収集した意見について、検討会で議論すべき意見を選択し、事務局へ提示

今後の検討会の 議論内容

- ✓ **今後の検討会において、標準仕様書に対して寄せられた意見（2.4版における改版箇所に対する意見・それ以外の既存箇所の意見）のうち、以下のいずれかに該当する意見について、反映要否および反映内容の議論を行います。**

① **標準的な生活保護業務を行うために標準仕様へ追加すべきか、複数自治体の業務運用に支障をきたすことがないように標準仕様へ追加すべきか判断が難しい意見**

② **検討会の自治体委員から議論をするべきと意見のあった意見**

※意見および理由等を踏まえて、標準仕様書へ明らかに反映すべき意見については議論せず、事務局において反映作業を行う想定です

標準仕様書2.4版 の確定

【事務局作業】

- ・ 検討会における議論結果を踏まえて、令和9年1月末に公表する標準仕様書2.4版を確定

Build Beyond As One.®



アビーム、ABeam及びそのロゴは、アビームコンサルティング株式会社の日本その他の国における登録商標です。
本文に記載されている会社名及び製品名は各社の商号、商標又は登録商標です。